

令和2年度 群馬県立前橋女子高等学校 部活動方針

令和2年4月

1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

運動部16部、文化部20部（同好会1団体）を設け、それぞれ顧問教師1名以上、生徒に部長、副部長（主将等）を各部の状況に応じて各1名をおく。

【運動部】（16部）

陸上競技部、テニス部、ソフトテニス部、卓球部、バドミントン部、バスケットボール部、バレーボール部、ダンス部、ソフトボール部、山岳部、弓道部、剣道部、水泳部、新体操部、空手道部、サッカー部

【文化部】（20部）

演劇部、理科部、地学部、音楽部、ギターマンドリン部、吹奏楽部、美術部、書道部、食物部、華道部、茶道部、新聞部、JRCユネスコ部、ESS部、LR I部、文芸部、写真部、百人一首部、放送部、英語ディベート部

【同好会】（1団体）

歴史研究同好会

(2) 活動日及び活動時間について

① 週当たりの休養日の設定

・週1日以上休養日を設定する。（詳細は各部活動ごとの活動計画による）

※大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。

② 長期休業中の休養日の設定

・学期中の休養日の設定に準ずる。

・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。（詳細は各部ごとの活動計画による）

③ 活動時間

・合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、長くとも平日では2時間程度で練習を終えることを目安とする。学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、3時間程度で活動を終えることを目安とする。

④ 朝練習

・放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則として行わない。ただし、生徒の自主的な朝練習（常識的な時間、頻度など）を規制するものではない。

3 経費

- (1) 活動に当たる経費を生徒会費から補助する。
- (2) 各部において部費を徴収する場合もある。ただし、集める場合は、必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その際、帳簿を作成し、年度末に会計報告をする。監査は教頭及び副顧問が行う。

4 参加する大会等の精選

- ・生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

5 部活動運営

(1) 指導体制について

- ・専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、(部活動指導員や)外部指導者を柔軟に活用する。

ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用するものとする。

(2) 部活動検討委員会について

- ・適切に部活動を実施するため、学校職員、保護者、地域文化関係者、地域医療関係者等で組織する部活動検討委員会を設置する。設置に当たっては、学校評議員会や学校保健委員会などを活用する。
- ・委員会において、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会を設ける。